

平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 ナラサキ産業 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 克久
(コード番号 8085 東証第 2 部)
問 合 せ 先 I R・広報部長 河田 清
(TEL 03-6732-7350)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、平成 26 年 7 月 29 日より公正取引委員会の検査を受けておりました農協等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等建設工事に関しまして、平成 28 年 2 月 10 日に同委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

北海道に所在する農業協同組合、地方公共団体等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵等施設及び同施設に設置される設備機器の建設工事に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認すること、当該工事に関して自主的な受注活動を行うこと、それらについて当社従業員に対し周知徹底することなどの措置を講じることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 : 2, 7 4 2 万円
納 付 期 限 : 平成 28 年 9 月 12 日

3. 独占禁止法を含む法令遵守の徹底

当社は、このような事態になりましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、既に入札手続きや同業他社との接触規制の厳格化、独占禁止法監査体制の整備、独占禁止法遵守マニュアルの制定、社員向け研修の強化など再発防止に向けてコンプライアンス体制の一層の強化に努めているところであります。

4. 業績への影響

平成 28 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間において、上記の課徴金納付額を特別損失に計上いたしましたが、業績への影響は軽微であり業績予想の修正はございません。

以 上